

○中野市文化財保護条例（抜粋）

平成17年 4 月 1 日 条例第190号

第 7 章 審議会

（設置）

第39条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により中野市文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（任務）

第40条 審議会は、教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、並びにこれらの事項に関して教育委員会に建議する。

（組織）

第41条 審議会は、委員 5 人以内で組織する。

2 委員は、知識経験者のうちから、教育委員会が委嘱する。

（任期）

第42条 委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第43条 審議会に、会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ、会長が指名した委員がその職務を代理する。

（会議）

第44条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。